奈良市公朝

第 187号

平成 16年8月1日印刷発行 発行所 奈 良 市 役 所 発行人 奈 良市 녙 編集人 総 務課 印刷所 株式会社 京阪工技社

	目			次			
-							
	規			則			
奈良市税条例	,,,,	I II	アをみ		:目目:1		1
奈良市契約		·					
자 (아는)	告	ነካ <u>ም</u> የXTI	L 9 20.	元别 示			14
一般競争入	_						1/1
公共下水道(
生活保護法(
生活保護法(
世収事務の							- 1
放置自転車領							
住居番号の記							- 1
予防接種の							
家畜伝染病							
通報							
放置自転車等							
身体障害者							- 1
生活保護法(
出			_,				
生活保護法(
生活保護法の							- 1
出							
結核指定医療							
結核指定医療			_				
放置自転車等							
放置自転車領							
放置自転車等	等の保管						22
開発行為に	関する工事	事の完了	7 (3	件)			22
放置自転車			-	-			
予防接種の							
放置自動車(
放置自転車等	等の保管((2件)					24
一般競争入	札の実施						24
道路の位置	指定						27
放置自転車等	等の保管						27
	公	営	企	業			
一般競争入	札の実施						28
奈良市水道原	司指定給7	k装置]	事事	業者の	指定		29
奈良市水道原	司指定給2	k装置]	事事	業者の	事業の原	発止の	
届出							30
一般競争入	札の実施						30

	教	育	委	員	会	
定例教育委	員会の開	催 .				32
	農	業	委	員	会	
農地部会の	招集					32
定例総会の	招集					32
	規				則	
	. , , ,					

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公 布する。

平成 16年 7月 9日

奈良市長 大川 靖則

奈良市規則第 58号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則 奈良市税条例施行規則(昭和 46年奈良市規則第 15号) の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中 第353条第2項」を 第353条 第3項」に、第470条第4項」を 第470条第5項」に、 第 588条第 2 項」を 第 588条第 3 項」に、第 701条の 35 第2項」を 第701条の35第3項」に改める。

第5条第11号中 第48条の9の3第1項」を 第48条 の9の8第1項」に改め、同条第12号中 第48条の9の 5」を 第 48条の9の9」に改め、同条第 13号から第 15 号までの規定中 第48条の9の3第4項」を 第48条の 9の8第4項」に改める。

第5条の2を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を 加える。

(法人等の設立等の申告の手続)

第5条の2 条例第28条第7項の規定による申告は、法 人等設立・事務所等開設申告書(別記第66号様式)に より行わなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について 変更があつた場合においては、その事由が生じた日から 10日以内に、当該変更があつた事項について法人等異 動届出書(別記第66号様式の2)を市長に提出しなけ ればならない。

第6条第4号中 第353条第2項」を 第353条第3項」 に改め、同条第5号中 固定資産評価格決定(修正)通知 書」を 固定資産(土地・家屋)の価格等の決定(修正) 通知書」に改める。

第7条中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号 とし、第6号を第3号とし、第7号を第4号とし、第8号 を削り、同条第9号中 原動機付自転車等試乗標識貸付申 請書」を 原動機付自転車、小型特殊自動車試乗標識貸付

申請書」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の 1号を加える。

(6) 原動機付自転車、小型特殊自動車試乗標識貸付証(条例第99条第8項) 別記第90号様式の2

第7条第10号中 原動機付自転車等試乗標識亡失申告書」を 原動機付自転車、小型特殊自動車試乗標識亡失・ き損申告書」に、第99条第4項」を 第99条第5項」に 改め、同号を同条第7号とし、同条第11号を同条第8号 とする。

第8条を次のように改める。

(条例第98条第1項の書類)

- 第8条 条例第98条第1項に規定する原動機付自転車又は小型特殊自動車(以下本条において 原動機付自転車等」という。)の提示に代わると認める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
 - (1) 新たに原動機付自転車等の所有者となつた者が提出 する場合 販売証明書、譲渡証明書その他当該原動機 付自転車等を取得したことを証明する書類
 - (2) 新たに原動機付自転車等の使用者となつた者が提出 する場合 条例第 88条第 3 項に規定する使用者であ ることを証明する書類
 - (3) 転入その他の事由により原動機付自転車等の主たる 定置場を他の市町村から市内に移転した者が提出する 場合 移転前の主たる定置場所在の市町村の長が発行 する当該原動機付自転車等を廃車したことを証明する 書類

第9条の見出し中 '免除」を 「減免」に改め、同条中 処理する」を 取り扱う」に改め、「(県の援護事務処理主管課)」を削る。

第 10条第 2 号中 第 99条第 7 項」を 第 99条第 8 項」に改める。

別記第 58号様式中 第 48条の9の5」を 第 48条の9 の9」に改める。

別記第66号様式を次のように改める。

66号様式	:t												
受	付	法人等	詳設立・	事務所等	開設申告	書	法人	番号	3				
E		* -	年	F. =	l E	1				処	理	闌	
(あて	(先)	· 奈 · 氏	· 市 · [₹			代又は	住	所				
	は主たる の所在地						表 管 理 者 人	氏	名				EP
フリ	ガナ						連絡者	<u>-</u>				 課	係
法人等	の名称						所属課 電話番	係名		氏名 (電話	-	-	
		新た	- 1,-		を設立し				申	告します	す。		
	人 等 手月日		年	月	目		務 所 殳年 月				年	月	日
事業	年 度	月 月	日から 日まで	月月	日から 日まで	事	業種	目					
	D 場合 在 地								申有	告 期 (限 延	題 月)	承 認 ・ 無
	D 金 額 資金額				円	X	分					等を有する 新等を有する	
奈事	所在地	奈良市		町					゙ ある			る事務所等の	の設置状況
良務 市所			(電話	-)	2	名	ĭ		所	在	地	
の等	名 称												
	か申告を 務 署 名				税務署	従第	美者数	総数			奈良市 人		J
	用 紙 等 発 送 先	フリガ: 〒) -						添			「為、規則若 こ準ずるもの	
	送付の場合)			剖	₹		;	課	付	2 登記	簿謄本又	スは抄本	
扣业主	ж тн Т			口	,		i	本	書	3 合併	契約書の	D写し	
	说理士			(電話	-	-)	類	4 分割	乙書画信	スは分割契約	書の写し
備考									枳	5 その ⁶	他 (
-													

- (注)1 この申告書は、法人等(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいいます。)を設立した日又は事務所等(事務所、事業所及び寮等をいいます。)を開設した日から10日以内に提出してください。
 - 2 法人等の名称は、必ずフリガナを付けてください。
 - 3 「備考」の欄には、その他参考となる事項を記載してください。
 - 4 「添付書類」の欄に記載された書類のうち該当するものを添付し、同欄の番号に〇印を付けてください。
 - 5 印の欄は、記載しないでください。

別記第66号様式の次に次の1様式を加える。

第66号様式の2

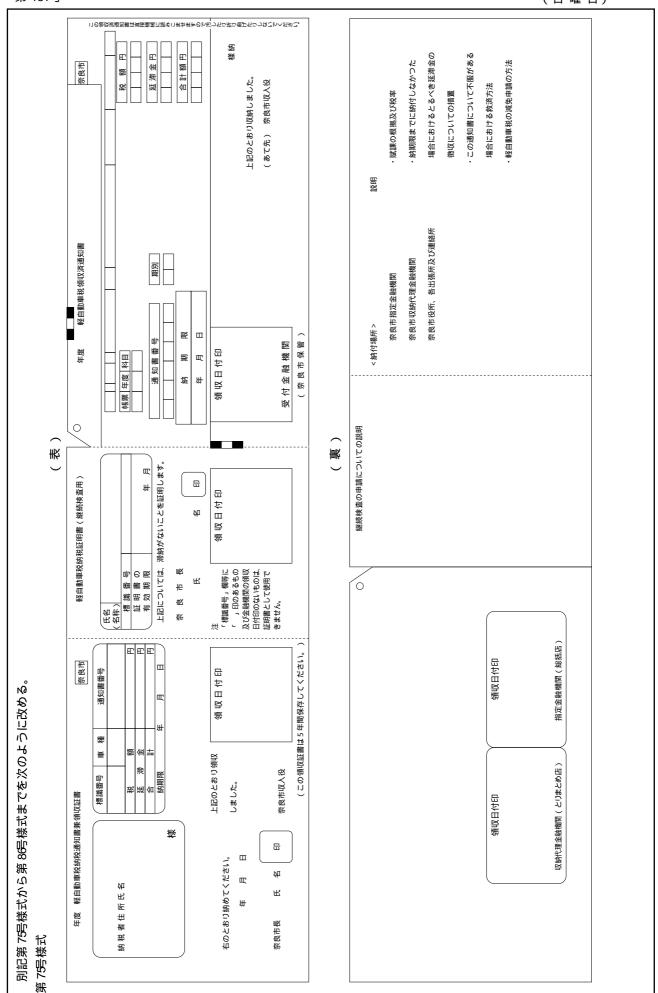
受付_	法丿	等	異動 尼	出書			法人	、番号						
印				年	月	日				処	理	欄		
(あて先)	奈	良	市	長			代又							
本店又は主たる	₹	-					表管	住	所					
事務所の所在地							理者人	氏	名					Ер
フリガナ							\= \\ \tau = \	• т.г.	-			課		係
法人等の名称							連絡者 所属課 電話番	係名別		氏名 (電話	_		-)

下記のとおり異動があつたので届け出ます。

異動事項	異		動		前			異 !	 動	
法人等の名称										
本店又は主たる 事務所の所在地										
奈良市内の事務 所 等 の 所 在 地										
代表者又は 管理 人										
資本の金額 又は出資金額										
事業年度	年 回			月 月		日から 日まで	年	回	月 月	日から 日まで
事業種目										
解散	清算人	住	所	₹						
用牛 財	月 异 八	氏	名					(電話	-	-)
廃 止	奈良市内で 廃止する	所 在	地						内の事剤	出後の奈良市 용所等の有無 してください)
展 止	事務所等	名	称						有	· 無
休業	(摘要)									
合併、分割 その他										
異動年月日		年		月		日	添	1 定款、寄附行為 これらに準ずるも		くは規約又は
担当税理士		(電話		-	-)	付	2 登記簿謄本又は		
備考							書類	3 その他異動の事 し (事実を証明で	きるものの写

- (注)1 この届出書は、法人等の申告事項に変更があつた日から10日以内に提出してください。
 - 2 異動事項は、 から までのうち該当する欄に記載してください。
 - 3 異動年月日は、必ず記載してください。
 - 4 「添付書類」の欄に記載された書類のうち該当するものを添付し、同欄の番号に○印を付けてください。
 - 5 印の欄は、記載しないでください。

Ш 松 (注) この通知書によつて価格等を決定(修正)された固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合には、この通知書を受け取つた日から6日以内 **年度 固定資産(土地・家屋)の価格等の決定(修正)通知書** 固定資産の価格等を下記のとおり決定(修正)し、固定資産課税台帳に登録 籢 皿 믑 自 H 地積又は床面積 卅 しましたので、地方税法第41条第1項の規定により通知します。 Ë **参** 汜 奈良市長 黨 重 <u>±</u> 胀 × Ш 払 田 犂 湿 自 (出 地積又は床面積 <u>参</u> に、文書をもつて、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。 띬 湿 重 <u>±</u>6 胀 × 樣分 Ш 乘 型 Ϯ 监 別記第 7年様式を次のように改める。 6 世 納税義務者住所氏名 媝



第26号様式から第846様式まで 削除 軽白動車税減免申請書	(2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	1単独所有 続 柄 一 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	事 会 会 会 会 会 会 中 会 中 会 中 会 中 会 中 会 中 会 中 会 会 中 会 会 中 会<	# 日 日 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	音号(- 交付年月日 本付年月日 図録年月日 一 自分期限 一 事体の形状 総 排 気 量 又は定格出力 又は定格出力		
-----------------------------------	--	---	--	---	--	--	--

	7					0 kw						
	消滅申告書				車体の形状	総						申告者 住 所(所在地)
	自動車稅減免事由				州	原動機の型式		月 日	A B		とおり申告します。	
	基				田	原動権		#	申		奈良市税条例第 96条第 3 頂(第 96条第 4 頂)の規定により上記のとおり申告します。 年 月 日	
			·在地)	5 称)			位置				第 9条第 4 日	
			住所(所在地)	氏名(名			14 の	年月日	と年月日	滅事 由	条第3項(月	unty
		中本中	# 88	£	沿	卟	定置	けた	消滅し	10 消滅	条例第 96	奈 京 市
第86号様式		車 文庫 課	# T		種	甲和	±	減免を受	減免事由が消滅した年月日	減免事由	奈良市税绩	(あて先)奈良市長

	別記第 885条 第 885様式	武から弟 90号様式ま	別記弟 855様式) 1885様式								
		原動機付自転車小型特殊自動車	標識交付証明書	灣	### ##################################	橅	中	##	年月	ш	
	在所以	\		間 红							
然時	所在地			計							
	氏 位 在	N 5		年							
路 4	在 × ₹	E-		車番台							
	生年月日			総排気量 又は 定格出力							
					於 日 七 中	麻			뎝		
					- 	3					
-	この証を産事業の	この証明書は大切に保管してください。 廢車等の場合は、標識とともにこの証明	この証明書は大切に保管してください。 廃車等の場合は、標識とともにこの証明書を必ず返納してください。								

第89号様式 削除 第90号様式

	原	動機付自転車	計	黄 捶 諥	* 貸付	申請書
	Ŋ	型特殊自動車	H	1 /K 1/K H	ᄦᆽ	TO HE E
車 名				総排	気量又は	t e
型式及び年式				定	格出力	J kw
原動機の型式				左堡	認定番号	;
車台番号				試乗	標識番号	;
貸付	年	月	日	から	備考	<u> </u>
期間	年	月	日	まで	MH '5	
 - 貸付を受けよ [・]	うとする理由					
917 6 217 6	<u> </u>					
奈良市税条	:例第 99条第 1 項	の規定により上	記のと	とおり申請	します。	
	年 月	日				
			住	所又は所	在地	
		申請者				
			氏	名又は名	称	•
(あて先)系	奈良市長					

別記第90号様式の次に次の1様式を加える。 第90号様式の2

(表)

原動機付自転車 小型特殊自動車 試乗標識貸付証 貸付番号 第 年 月 日 奈良市長 試 乗 標 識 番 号 名 貸付期限 年 月 日 貸付を受けた者の 氏名又は名称 住所又は所在地

(裏)

及びこの貸付証を返納しなければならない。貸付期間を満了した場合は、直ちに試乗標 し及原 てび動 はこ機 なの付 ならないの貸付証目転車 い。証 は小、刑 型 売 特 買味自 貸借及 は借又はな車の試乗! 譲標 識 渡 識

	原動機付自転車小型特殊自動車	試乗標識亡失	亡失・き損申告書			
貸付を受けた 試乗標識番号		红叶	貸付を受けた 年 月 日	舟	町	ш
亡失・き損の年 月 日	# #	田 無	貸付を受けた 期 間	##	田田	日から日まで
亡失・き損の理由						
奈良市税条例第99条第5項	奈良市税条例第 99条第 5 項の規定により上記のとおり申告します。					
年	ш	住 所又は所在地	在地			
	向 归由	氏 名又は名	桥			
(あて先)奈良市長						

年度 事業所税領収済通知書	在 も (中) 格 (日) (1)	₩	税額 額 領収日付印 延滞金 過少申告加算金	重加算金 受付金融機関	(奈良市保管) 上記のとおり収納しました。 (あて先)	
松松	約税者番号(日までの 事業年度分又 は課税期間分 ホーニー ホーニー はまめ	4 日 十 日 十 日 十 日 十 日 十 日 日 十 日 日 日 日 日 日	即以	奈良市収入役	
事業所稅納付書兼領収証書		日から年月日ま	税 額 ^{億 十}	重加 算 金 中 計	上記のとおり領収しました。	
年度	コ	#	10年中 マンンジャン (単位) (単位) (単位) (単位) (単位) (単位) (単位) (単位)	ر ک ^ی		

通販 日付 日 領収 日付 日 領収 日付 日 (とりまとの店) (総 括 店) (総 括 店) (とりまとの店) (総 括 店)	領収日付印 指定金融機関 (総括 店)	(票)
領収日付印 指定金融機関 (総括 店)	領収日付印 指定金融機関 (総括 店)	延滞金の算出について
鎮収日付印 指元金融機関 (総 拓 后)	領収日付印 指定金融機関 (総括 店)	
領収日付印指定金融機関(総括 店)	領収日付印指定金融機関(総括 店)	
鎮収日付印 指定金融機関 (総括 店)	領収日付印 指定金融機関 (総括 后)	
領収日付印指定金融機関(総括店)	領収日付印指定金融機関(総括店)	
		加算金の算出について

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 16年7月9日掲示済)

奈良市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成 16年7月9日

奈良市長 大川 靖則

奈良市規則第 59号

奈良市契約規則の一部を改正する規則 奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)の一部 を次のように改正する。

別記2中

「 6 契約保証金額 金 円

ただし、 現

現 金 金代用証券 金

円円

円

(内訳別紙明細書のとおり)」

「 6 契約保証金額 金

ただし、

代用証券

現 金 3

金

円 円

金 円 (内訳別紙明細書のとおり)

7 解体工事に要する費用等(別紙のとおり)」改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 16年7月9日掲示済)

告 示

奈良市告示第 349号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第2条の規定により公告します。

平成 16年 7月 1日

奈良市長 大 川 靖 則

1 入札に付する事項

近鉄西大寺駅南土地区画整理事業整備工事(その2) ほか18件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成 16年度において本市が発注する建設工事の請 負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分 (奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。) 又は建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による 経営事項審査(以下 経審」という。)の総合評点に 該当する者であること。

- (4) 地方自治法施行令第 167条の4の規定に該当しない 者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入 札において同時に入札参加資格者となることができない。

- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

を

告示日から平成 16年7月6日までは入札控室、同 月7日以降は監理課窓口

4 入札の場所 奈良市役所入札室

5 入札の日時 別表のとおり

に 6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定 の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした 者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札 なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換 え又は撤回をすることができません。
- 8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 16年7月6日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

- 9 郵便入札に関する事項
- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記 録郵便
- ② 入札書の到達期限 平成 16年7月 12日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
- ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した 入札
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方法 によらない入札書、期限までに到達しなかった入札 書又は必要書類が同封されていない入札書
- 10 入札参加資格の審査及び決定
- (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

② 入札参加者の決定通知 平成 16年7月7日までに入札参加申請者に通知し ます。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市財務部監理課工事入札係 電話 0742-34-4743

別表

発注番号	工事名	工事 場所	工期	工事概要	予定価格及び最 低制限価格(消 費税及び地方消 費税を除く。)	参加資格	入札日
1	近鉄西大寺 駅南土地区 画整理事業 整備工事(その2)	菅原町 他地内	約 200日間	区画道路(W = 4 m) 一式、整地工 一式	予定価格 60,546千円 最低制限価格 40,565千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「A」の すべての業者	(郵便入 札) 平成 16年 7月 13日 午前 11時 00分
2	田原地区管路施設工事(沓掛)10	地内	約 60日間	工事延長 L = 285.40m、HI VP 75mm管布設工 L = 145.67m、リブ管 150mm管布 設工 L = 132.52m、1号ポン プマンホール設置工 1箇所、 小口径塩ビマンホール設置工 9箇所、汚水桝設置及び取付管 工 6箇所、付帯工 一式	7,300千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「E - 4 」のすべての 業者	平成 16年 7月8日 午前9時 30分
3	水質改善下 水道築造工 事(単3) 藤原町地内	藤原町地内	約 90日 間	工事延長 L = 32.00m、VU 200mm管布設工 L = 30.45m 、1号組立人孔設置工 2箇所、小口径人孔設置工 1箇所、小口径污水桝設置工 1箇所、付帯工 一式	3,779千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「E - 5 」のすべての 業者	平成 16年 7月8日 午前 10時 00分
4	六条奈良阪 線防護柵設 置工事	西木辻 町~南 京終町 地内	約 30日間	防護柵工 一式、雑工 一式	予定価格 3,226千円 最低制限価格 2,16仟円	土木一式工事 の等級及び区 分が「E - 1 」のすべての 業者	平成 16年 7月8日 午前 10時 30分
	交通安全施	富雄元	約 40日	工事延長 L = 182.0m、道路	予定価格	土木一式工事	平成 16年

						(日曜	п /
5	設整備工事 (富雄元町 二丁目地内 二条谷田線)	町二丁目地内	間	幅員 W = 7.0m、防護工 一 式	1,823千円 最低制限価格 1,221千円	の等級及び区 分が「F - 3 」のすべての 業者	7月8日 午前11時 00分
6	田原小学校 小中一貫教 育校整備工 事	横田町 193番 地の1	約 80日間	解体工事 一式、建築工事 一 式、電気設備工事 一式、機械 設備工事 一式	予定価格 8,020千円 最低制限価格 5,373千円	建築一式工事 の等級及び区 分が「D - 3 」のすべての 業者	平成 16年 7月8日 午前 1日 30分
7	神功バンビ ーホーム増 築工事	神功二 丁目 2 番地	約 70日間	既設建物一部解体撤去工事 一式、バンビーホーム増築工事(29.82㎡) 一式、電気設備工事 一式、機械設備工事 一式	予定価格 11,300千円 最低制限価格 7,571千円	建築一式工事 の等級及び区 分が「D-1」のすべての 業者	平成 16章 7月9日 午前9日 30分
8	平城西小学 校屋内運動 場屋根庇改 修工事	東登美 ヶ丘三 丁目 10 93番地 の 1	約 50日間	建築主体工事 一式	予定価格 5,140千円 最低制限価格 3,443千円	建築一式工事 の等級及び区 分が「E - 1 」のすべての 業者	平成 16 ⁶ 7月 9 日 午前 10 ⁸ 00分
9	富雄北小学 校給食室増 築その他工 事	富雄北 一丁目 13番 6 号	約 40日間	建築主体工事 一式、電気設備工事 一式、機械設備工事 一式	予定価格 2,830千円 最低制限価格 1,896千円	建築一式工事 の等級及び区 分が「F - 2 」のすべての 業者	平成 16年 7月 9 日 午前 10年 30分
10	佐保バンビ ーホーム便 所改修工事	280番	約 45日	建築主体工事 一式、電気設備 工事 一式、機械設備工事 一 式	予定価格 2,710千円 最低制限価格 1,815千円	建築一式工事 の等級及び区 分が「F - 1 」のすべての 業者	平成 16年 7月9日 午前 1旬 00分
11	青和小学校 運動場通路 舗装改修工 事	百楽園 四丁目 1番1 号	約 50日間	土工 一式、舗装工 一式、付 帯工 一式	予定価格 3,445千円 最低制限価格 2,308千円	経審における 舗装の点数が 「660点~739 点」で、区分 が「5」のす べての業者	平成 16年 7月9日 午前 11日 30分
12	舗装道補修 工事(西登 美ヶ丘二丁 目地内西部 第 243号線)	西登美 ヶ丘二 丁目地 内	約 30日間	工事延長 L = 110.0m、道路 幅員 W = 5.10m、舗装工 一 式、区画線工 一式、撤去工 一式	予定価格 2,815千円 最低制限価格 1,886千円	経審における 舗装の点数が 「660点~739 点」で、区分 が「6」のす べての業者	平成 16 ⁶ 7月 12 ⁶ 午前 9 ⁸ 30分

13	舗装道補修工事(朝日町二丁目地内西部第86号線)	朝日町 二丁目 地内	約 30日間	工事延長 L = 94.0m、幅員 W = 7.0m、舗装版取り壊し工 一式、舗装工 一式、付帯工 一式	予定価格 3,287千円 最低制限価格 2,202千円	経審における 舗装の点数が 「660点~739 点」で、区分 が「3」のす べての業者	平成 1 7月 1 午前 1 00分
14	舗装道補修 工事(帝塚 山南三丁目 地内西部第 1020号線)	帝塚山南三丁目地内	約 30日間	工事延長 L = 51.0m、排水工 一式、舗装工 一式、区画線 工 一式、雑工 一式	予定価格 2,691千円 最低制限価格 1,802千円	経審における 舗装の点数が 「660点~739 点」で、区分 が「4」のす べての業者	平成 1 7月 1 午前 1 30分
15	舗装新設工事(東九条町地内南部第119号線)	東九条町地内	約 20日 間	工事延長 L = 105m、幅員 W = 2.4~ 6.2m、土工 一式、舗装工 一式、付帯工 一式	予定価格 1,468千円 最低制限価格 983千円	経審における 舗装の点数が 「660点未満」 で、区分が「 8」のすべて の業者	平成 1 7月1 午前1 00分
16	西大寺北小 学校給食室 前舗装工事	西大寺 赤田町 一丁目 6番1 号	約 50日間	 土工 一式、舗装工 一式、付 帯工 一式	予定価格 1,786千円 最低制限価格 1,196千円	経審における 舗装の点数が 「660点未満」 で、区分が「 7」のすべて の業者	平成 1 7月 1 午前 1 30分
17	近鉄西大寺 駅南土地区 画整理事業 に伴う草刈 業務委託(その1)	菅原町 他地内	約 40日 間	機械除草(A = 26,100㎡) 一式	予定価格 2,373千円	経審における 造園の点数が 「670点~699 点」のすべて の業者	平成 1 7月 1 午前 9 30分
18	鴻ノ池運動 公園第1工 区管理業務 委託	法蓮町 地内		除草工 一式、剪定工 一式	予定価格 2,097千円	経審における 造園の点数が 「670点~699 点」のすべて の業者	平成 1 7月1 午前 1 00分
19	済美幼稚園 外壁塗装改 修その他工 事	西木辻 町 28番 地	約 50日間	外壁塗装改修工事 一式、屋上 防水改修工事 一式	予定価格 4,430千円 最低制限価格 2,968千円	経審における 塗装の点数が あるすべての 業者	平成 1 7月 1 午前 1 30分

(平成 16年7月1日掲示済)

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水 道法(昭和 33年法律第 79号)第 9 条の規定に基づき次の とおり公示します。

奈良市告示第 350号

その関係図書は、平成 16年7月1日から2週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。 平成 16年7月1日

> 奈良市公共下水道管理者 奈良市長 大 川 靖 則

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
- 平成 16年 7月 15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域 奈良市二名三丁目、帝塚山五丁目、三碓町、佐紀町、 敷島町二丁目、二条町二丁目、青野町、二条大路南五丁 目、西大寺南町、菅原町、五条三丁目、六条二丁目、法 華寺町、北之庄西町一丁目、山町、柴屋町及び田中町の 各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

	T	1
管渠番号	起点	終点
二名第4幹線-36	奈良市二名三丁目 1119- 2	奈良市二名三丁目 1151- 5
帝塚山幹線 - 31	奈良市帝塚山五丁目 1655- 280	奈良市帝塚山五丁目 1625
帝塚山南幹線 - 42	奈良市三碓町 1321- 228	奈良市三碓町 1321- 228
帝塚山南幹線 - 43	奈良市三碓町 1321- 228	奈良市三碓町 1321- 228
帝塚山南幹線 - 44	奈良市三碓町 1321- 228	奈良市三碓町 1321- 228
帝塚山南幹線 - 45	奈良市三碓町 1321- 73	奈良市三碓町 1321- 228
帝塚山南幹線 - 46	奈良市三碓町 1321- 91	奈良市三碓町 1321- 230
帝塚山南幹線 - 47	奈良市三碓町 1321- 230	奈良市三碓町 1321- 232
西大寺北幹線 - 48	奈良市佐紀町 43-2	奈良市佐紀町 47- 2
敷島幹線 - 100	奈良市敷島町二丁目 503-1	奈良市敷島町二丁目 543-36
敷島幹線 - 101	奈良市敷島町二丁目 506-6	奈良市敷島町二丁目 470- 4
敷島幹線 - 102	奈良市敷島町二丁目 470- 11	奈良市敷島町二丁目 470-9
敷島幹線 - 103	奈良市敷島町二丁目 470-8	奈良市敷島町二丁目 470- 11
敷島幹線 - 104	奈良市敷島町二丁目 528- 26	奈良市敷島町二丁目 528- 13
敷島幹線 - 105	奈良市敷島町二丁目 528- 20	奈良市敷島町二丁目 528-8
佐紀幹線 - 139	奈良市佐紀町 2202- 2	奈良市佐紀町 2203- 1
佐保川幹線 - 2	奈良市二条町二丁目 61-2	奈良市二条町二丁目 62-7
西大寺南幹線 - 206	奈良市青野町 114- 9	奈良市青野町 114- 7
西大寺南幹線 - 207	奈良市二条大路南五丁目 404-1	奈良市二条大路南五丁目 450- 3
青野幹線 - 13	奈良市西大寺南町 2126	奈良市西大寺南町 2129
青野幹線 - 14	奈良市菅原町 90-2	奈良市菅原町 89
青野幹線 - 15	奈良市菅原町 244- 2	奈良市菅原町 247- 1
青野幹線 - 16	奈良市西大寺南町 2384	奈良市西大寺南町 2388- 3
五条幹線 - 187	奈良市五条三丁目 912- 2	奈良市五条三丁目 891-2
六条第2幹線 - 101	奈良市六条二丁目 855-5	奈良市六条二丁目 1159- 2
都跡幹線 - 227	奈良市法華寺町 1498- 4	奈良市法華寺町 1502- 7
流域南奈良幹線 NO.4 - 2	奈良市北之庄西町一丁目 10- 19	奈良市北之庄西町一丁目 10- 12
帯解幹線 - 101	奈良市山町 27- 1	奈良市山町 29- 1
帯解幹線 - 102	奈良市柴屋町 28-3	奈良市柴屋町 16-1
帯解幹線 - 103	奈良市田中町 374- 3	奈良市田中町 374- 3

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別 分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町 160番地 奈良県浄化センター (平成 16年7月1日掲示済)

奈良市告示第 351号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の2の規定により次のとおり告

示します。

平成 16年 7月 1日

奈良市長 大川 靖則

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
川本皮膚科泌尿器	奈良市富雄元町二丁目	平成 16年 5
科医院	5 - 20富雄プラザビル	月 31日
	2 F	
くめ耳鼻咽喉科	奈良市朱雀六丁目 20-	平成 16年 6
	1 中島ビル 2 F	月 30日

森川診療所	奈良市舞鶴東町1 - 46	平成 16年 6
	- 101	月30日

(平成 16年 7月 1日掲示済)

奈良市告示第 352号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 49条の規定に より医療機関の指定をしましたので、同法第55条の2の 規定により次のとおり告示します。

平成 16年 7月 1日

奈良市長 大川 靖則

医療機関の所在地	指定年月日
奈良市南京終町一丁目	平成 16年 5
128- 1	月 24日
奈良市朱雀一丁目5-	平成 16年 6
17	月3日
奈良市押熊町 1153	平成 16年 6
	月3日
奈良市朱雀一丁目5-	平成 16年 7
15	月1日
奈良市登美ヶ丘一丁目	平成 16年 7
2 - 16	月1日
奈良市小西町 2 - 1ジ	平成 16年 7
ャパンドビル1F	月1日
	奈良市南京終町一丁目 128-1 奈良市朱雀一丁目 5 - 17 奈良市押熊町 1153 奈良市朱雀一丁目 5 - 15 奈良市登美ヶ丘一丁目 2 - 16 奈良市小西町 2 - 1ジ

(平成 16年7月1日掲示済)

奈良市告示第 353号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、 同条第2項の規定により告示します。

平成 16年 7月 1日

奈良市長 大川 靖則

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴収事務
奈良市三条宮前町7番1号	奈良市北部会館市
財団法人奈良市文化振興センター	民文化ホール使用
理事長 南田 昭典	料

2 委託の期間

平成 16年 7月 1日から平成 17年 3月 31日まで

(平成 16年7月1日掲示済)

奈良市告示第 354号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈 | 次のよう省略 良市条例第 23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止 区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保 管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示しま

平成 16年 7月 1日

奈良市長 大 川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 7 月 1 日

3 移動対象区域

近鉄あやめ池駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放 置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める 条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定 する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を 除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認でき るもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちく ださい。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。 ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から 14日以内 は無料)

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課

電話 0742-34-111代表

(平成 16年7月1日掲示済)

奈良市告示第 355号

奈良市住居表示に関する条例(昭和 42年奈良市条例第 21号)第3条の規定に基づき、次のとおり住居番号を付 けたので告示します。

平成 16年 7月 2日

奈良市長 大川 靖則

次のとおり省略

(平成 16年7月2日掲示済)

奈良市告示第 356号

平成 16年奈良市告示第 174号(予防接種の実施)の一部 を次のように改正する。

平成 16年 7月 2日

奈良市長 大川 靖則

(平成 16年7月2日掲示済)

奈良市告示第 357号

家畜伝染病予防法(昭和 26年法律第 166号)第 13条第 4項の規定により、本市内で家畜伝染病の発生があった旨、

奈良県知事より通報がありましたので、同条第5項の規定 以下省略 により公示します。

平成 16年 7月 6日

奈良市長 大川 靖則

1 病名

ヨーネ病

2 家畜の種類

乳用牛

3 患畜及び擬似患畜の区分並びにその頭数 患畜1頭

4 発生年月日

平成 16年 6月 14日 5 その他参考となるべき事項

当該牛は法令殺にて処分

(平成 16年7月6日掲示済)

奈良市告示第 358号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈 良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止 区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保 管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示しま

平成 16年 7月 6日

奈良市長 大 川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日 平成 16年 7月 6日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置 禁止区域

(平成 16年7月6日掲示済)

奈良市告示第 359号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第 1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈 良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第 29号) 第4条の規定により告示します。

平成 16年7月6日

奈良市長 大川 靖則

医師の氏名		医療機関	医療機関の	診療	指定年
医師の氏名		の名称	所在地	科目	月日
齊藤	昌宏	吉田病院	西大寺赤田	内科	平成 16
			町一丁目7(呼吸器	年6月
			- 1	機能障	24⊟
			(TEL 45-	害)	
			4601)		
小岸	淳一	こぎし眼	押熊町 1153	眼科	平成 16
科な		科クリニ	- 1	視覚障	年6月
ック		ック	(TEL 53-	害)	28⊟
			3331)		

(平成 16年7月6日掲示済)

奈良市告示第 360号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項 において準用する同法第50条の2の規定により、指定介 護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたの で同法第55条の2の規定により告示します。

平成 16年7月7日

奈良市長 大川 靖則

七字へ護機関の夕称	指定介護機関の所在地	変更	変更年月日	
1日に月 暖(成) (月) (月)	1日に 1 時機関のが11年地	旧	新	友 史牛月口
ナイスケアサポート	奈良市鳥見町二丁目 22	(所在地)奈良市富	(所在地)奈良市鳥	平成 16年 7月 1日
	- 3	雄北二丁目 8 - 15	見町二丁目 22-3	

奈良市告示第 361号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の 2第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を

(平成 16年 7月 7日掲示済) │次のとおり指定しましたので、同法第 55条の 2 の規定に より告示します。

平成 16年7月7日

奈良市長 大 川 靖 則

指定介	ì護機関	施設又は実施す	開		
名称	主たる事務所の所 在地	る事業の種類	名称	所在地	指定年月日
ケアプランセンタ	奈良市朱雀三丁目	居宅介護支援事	医療法人健和会	奈良市朱雀三丁目	平成 16年 7 月 1 日
ーひまわり奈良	5 - 4	業		5 - 4	
八木一男福祉会居	奈良市三条本町 111	訪問介護、居宅	特定非営利活動	奈良市三条本町	平成 16年 7 月 1 日
宅介護支援事業所	- 3	介護支援事業	法人八木一男福	111- 3	
あおぞら			祉会		
介護支援センター	奈良市朱雀四丁目	福祉用具貸与	有限会社カセイ	奈良市朱雀四丁目	平成 16年 6 月 23日

わ	1 - 3			1 - 3	
デイホーム・「桜」	奈良市鳥見町二丁	通所介護	有限会社ナイス	奈良市富雄北二丁	平成 16年 7月 1日
	目 22- 3		ケアサポート	目 8 - 15	
ナイスケアサポー	奈良市富雄北二丁	通所介護	有限会社ナイス	奈良市富雄北二丁	平成 16年 6 月 25日
ト・デイサービス	目 8 - 15		ケアサポート	目 8 - 15	
「桜」					
花つむり介護サー	奈良市西木辻町 31	訪問介護、居宅	株式会社体育文	大阪市阿倍野区昭	平成 16年 6 月 22日
ビスセンター		介護支援事業	化研究所	和町三丁目 1 - 64	
有限会社サンハー	奈良市窪之庄町 17	訪問介護	有限会社サンハ	奈良市窪之庄町 17	平成 16年 5 月 13日
ト訪問介護ステー	- 1		- F	- 1	
ションよろこび					

(平成 16年7月7日掲示済)

奈良市告示第 362号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において 準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関か ら次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第 55条の2の規定により告示します。

平成 16年7月7日

奈良市長 大川 靖則

施術者	香の氏	施術者の住所	施術所の名称	施術所の所在	変更事項		変更年月日
名		地		地	旧	新	友 史牛月口
熊見	省吾	奈良市神殿町	くまみ整骨院	奈良市南城戸	(所在地)奈良市	(所在地)奈良市	平成 16年 7
		356- 4		町 39- 1	東九条町 917	南城戸町 39- 1	月1日

(平成16年7月7日掲示済)

奈良市告示第 363号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規 定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しまし たので、結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2 条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告 示します。

平成 16年7月7日

奈良市長 大川 靖則

名 称	所 在 地	辞退年月日
くめ耳鼻咽喉科	奈良市朱雀六丁目 20-	平成 16年 6
	1 中島ビル 2 F	月 30日
森川診療所	奈良市鶴舞東町1 - 46	平成 16年 6
	- 101	月 30日

(平成 16年7月7日掲示済)

奈良市告示第 364号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 36条第1項の規 定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたの で、結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の 5第1項の規定により告示します。

平成 16年 7月 7日

奈良市長 大川 靖則

名 称	所 在 地	指定年月日	
森川内科医院	奈良市登美ヶ丘一丁目	平成 16年 7	

	2 - 16	月1日
くめ耳鼻咽喉科	奈良市朱雀一丁目5-	平成 16年 7
	15	月1日
メイプルリーフ薬	奈良市朱雀一丁目5-	平成 16年 7
局 朱雀店	17	月1日
さくら通り薬局	奈良市小西町2-1ジ	平成 16年 7
	ャパンドビル1F	月1日
なかむら小児科	奈良市学園北一丁目 14	平成 16年 7
	- 13メディカル学園前	月5日
	3 F	

(平成 16年7月7日掲示済)

奈良市告示第 365号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈 良市条例第 23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止 区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保 管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示しま

平成 16年7月7日

奈良市長 大 川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年7月7日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成16年7月7日掲示済)

奈良市告示第 366号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈 良市条例第 23号)第 10条第 3 項の規定により利用者又は 所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分します ので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則 (昭和 59年奈良市規則第 35号)第 5 条の規定により告示し ます。

平成 16年7月7日

奈良市長 大川 靖則

1 処分の根拠

移動日から 60日経過したにもかかわらず、引取りが ないため。

2 処分対象自転車等の保管場所 奈良市大安寺西二丁目 288-1 奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成 16年 7月 22日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成 16年4月5日、同月7日、同月9日、同月12日、同月 13日、同月 15日、同月 19日から同月23日まで、同月26日及び同月27日

(平成 16年7月7日掲示済)

奈良市告示第 367号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第1項の規定により告示します

平成 16年 7 月 8 日

奈良市長 大川 靖則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 7 月 8 日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 7月 8日掲示済)

奈良市告示第 368号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の 規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次の とおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年7月8日

奈良市長 大川 靖則

1 許可の年月日及び番号

平成 16年 4 月 15日 奈良市指令都整開第 03A - 65号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号
- (1) 開発行為 平成 16年 7月8日 第873号
- (2) 公共施設 平成 16年 7 月 8 日 第 368号
- 3 開発区域に含まれる地域

奈良市押熊町 152番地の1、152番地の1、152番地の3及び 152番地の9

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市西大寺東町二丁目1番63号

三和住宅株式会社

代表取締役 小林 喬

- 5 公共施設の種類、位置及び区域
- (1) 道路

奈良市押熊町 152番地の1、1525番地の1、1526番地の3及び1526番地の9の各一部

(2) 公園

奈良市押熊町 1526番地の3の一部

(3) 下水道

奈良市押熊町 152番地の1、1526番地の3及び1526 番地の9の各一部

(平成 16年7月8日掲示済)

奈良市告示第 369号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の 規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次の とおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 7 月 8 日

奈良市長 大川 靖則

1 許可の年月日及び番号

平成 15年 12月 4 日 奈良市指令都整開第 03A - 22号 平成 16年 6 月 2 日 奈良市指令都整開第 03A - 22-1号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 - (1) 開発行為 平成 16年 7月8日 第874号
- (2) 公共施設 平成 16年 7 月 8 日 第 369号
- 3 開発区域に含まれる地域

奈良市あやめ池南八丁目 896番地の 2 及び 897番地の 1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市宝来一丁目8番1号

宝来住宅開発株式会社

代表取締役 橋口 洋基

- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路

奈良市あやめ池南八丁目 896番地の 2 及び 897番地の 1 の各一部

(2) 下水道

奈良市あやめ池南八丁目 896番地の 2 及び 897番地の 1 の各一部

(平成 16年7月8日掲示済)

奈良市告示第 370号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の 規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次の とおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 7 月 8 日

奈良市長 大川 靖則

1 許可の年月日及び番号

平成 16年 4 月 22日 奈良市指令都整開第 04A - 1 号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号
- (1) 開発行為 平成 16年 7 月 8 日 第 875号
- (2) 公共施設 平成 16年 7 月 8 日 第 370号
- 3 開発区域に含まれる地域

奈良市秋篠町 1668番地の 2 及び 1670番地の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市金岡町 530番地の3

株式会社 セントラルテック

代表取締役 安原 秀雄

- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路

奈良市秋篠町 1668番地の2の一部及び 1670番地の 一部

(2) 下水道

奈良市秋篠町 1668番地の2の一部及び1670番地の一部

(平成 16年7月8日掲示済)

奈良市告示第 371号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第1項の規定により告示します。

平成 16年 7 月 9 日

奈良市長 大川 靖則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 7月 9日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放 置禁止区域

以下省略

(平成 16年7月9日掲示済)

奈良市告示第 372号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈 良市条例第 23号)第9条の規定により自転車等放置禁止 区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保 管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 7 月 12日

奈良市長 大川 靖則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 7月 12日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 7月 12日掲示済)

奈良市告示第 373号

平成 16年奈良市告示第 174号 (予防接種の実施)の一部 を次のように改正する。

平成 16年 7月 12日

奈良市長 大 川 靖 則

次のよう省略

(平成 16年 7月 12日掲示済)

奈良市告示第 374号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する 条例 (平成8年奈良市条例第14号)第14条第4項の規定 により廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第 1項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。 平成16年7月12日

奈良市長 大川 靖則

1 放置場所

奈良市横井五丁目地内(市道南部第 410号
線上)
奈良市川上町地内(市道北部第 117号線上)
奈良市東之阪町地内(市道北部第 122号線
上)
奈良市南京終町五丁目地内(市道北部第34
8号線上)
奈良市中登美ヶ丘三丁目地内(市道西部第
1161号線上)
奈良市丸山一丁目地内(市道西部第 726号
線上)
奈良市丸山一丁目地内(市道西部第 726号
線上)
奈良市古市町地内(市道南部第 645号線上)
奈良市般若寺町地内(市道北部第 128号線
上)

2 自動車の種類等

区分	メー カー	車名	形式	色	登録 番号	車台番号
1 号物	ダイ	ミラ	軽自動	口	不明	L 70V -

 件	ハツ		車		不明	023565
2 号物	ダイ	ミラ	軽自動	白		L 70V -
件	ハツ		車		不明	744776
3 号物	スズ	アルト	軽自動	白		C A 71V
件	+		車		不明	- 689061
4 号物	ダイ	ミラ	軽自動	黒		L 200S
件	ハツ		車		不明	- 536026
5 号物	スズ	エブリ	軽自動	白		不明
件	+		車		不明	
6 号物	スズ	キャリ	軽自動	白		不明
件	+	_	車		不明	
7 号物	トヨ	クレス	普通自	白		不明
件	タ	タ	動車		不明	
8 号物	スズ	アルト	軽自動	白		C A 72V
件	+		車			- 157296
9 号物	ニッ	スカイ	普通自	白	三重	
件	サン	ライン	動車		580	
					59-	
					58	

- 3 処分年月日 平成 16年 7月 26日
- 4 処分等の内容 廃棄処分
- 5 連絡先

奈良市建設部土木管理課

電話 0742-34-1111

(平成 16年 7月 12日掲示済)

奈良市告示第 375号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈 良市条例第 23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止 区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保 管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示しま す。

平成 16年 7月 13日

奈良市長 大川 靖則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 7月 13日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 7月 13日掲示済)

奈良市告示第 376号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈 良市条例第 23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止 区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保 管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示しま 5 入札の日時

す。

平成 16年 7月 14日

奈良市長 大川 靖則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 7月 14日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 7月 14日掲示済)

奈良市告示第 377号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈 良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第2条の規 定により公告します。

平成 16年 7月 15日

奈良市長 大 川 靖 則

1 入札に付する事項

JR奈良駅周辺土地区画整理事業整備工事ほか 11件 (各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価 格及び最低制限価格は別表のとおり)

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成 16年度において本市が発注する建設工事の請 負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の 許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分 (奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。) 又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による 経営事項審査(以下 経審」という。)の総合評点に 該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の4の規定に該当しない 者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中で ないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入 札において同時に入札参加資格者となることができない。

- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日 を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定す る市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで (正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成 16年7月 21日までは入札控室、同 月 22日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定 の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなさ れた2以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした 10 入札参加資格の審査及び決定 者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札 なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換 え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 16年7月 21日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の 休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から 午後1時までを除く。) に、制限付一般競争入札参加申 請書を監理課に持参してください。

9 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記
- (2) 入札書の到達期限 平成 16年 7月 26日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証 金を納付したことを確認できる書類の同封がされ ていない入札
- ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出し た入札.
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入 札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方 法によらない入札書、期限までに到達しなかった 入札書又は必要書類が同封されていない入札書

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設 工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決 定通知後において、入札参加不適格要件が判明した 場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 16年 7月 22日までに入札参加申請者に通知し ます。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び 奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市財務部監理課工事入札係 電話 0742-34-4743

別表

発注 番号	工事名	工事 場所	工期	工事概要	予定価格及び最 低制限価格(消 費税及び地方消 費税を除く。)	参加資格	入札日
1	J R 奈良駅 周辺土地区 画整理事業 整備工事	三条本町地内	約 240 日間	工事延長 L = 97.5m、土工 一式、函渠工 一式、電線共同 溝工 一式、土留工 一式、配 水管布設工 一式、汚水排水工 一式、付帯工 一式	予定価格 98,054千円 最低制限価格 65,696千円	土木一式工事 の等級が「A 」のすべての 業者	(郵便入 札) 平成 16年 7月 27日 午前 10時 00分
2	水質改善下 水道築造工 事(単8) 南京終町六 ~七丁目地	南京終 町六 七丁目 地内	約 150 日間	工事延長 L = 156.80m、鋼管 400mm推進工 L = 37.94m、 V U 200mm管布設工 L = 126.58m、1号組立人孔設置工 4箇所、0号組立人孔設置工	予定価格 28,120千円 最低制限価格 18,840千円	土木一式工事 の等級が「C」で、特定建 設業の許可を 持つすべての	平成 16年7月 23日午前9時30分

- 5	第 187号				ボ	-IX 	(日曜	日)
		内			9箇所、小口径人孔設置工 2箇所、小口径汚水桝設置工 12箇所、付帯工 一式 (推進工法)(開削工法)(一 部夜間工事)		業者	
	3	水質改善下 水道築造工 事(単5) 西ノ京町地 内	西ノ京町地内	約 150	工事延長 L = 113.70m、VP 200mm管推進工 L = 87.14m 、VP 150mm管推進工 L = 19.85m、VU 200mm管布設工 L = 22.05m、薬液注入工 一式、1号組立人孔設置工 2 箇所、小口径人孔設置工 3 箇所、小口径污水桝設置工 4 箇所、付帯工 一式 (推進工法)(開削工法)(夜間施工)	予定価格 24,391千円 最低制限価格 16,341千円	土木一式工事 の等級が「C」で、特定建 設業の許可を 持つすべての 業者	平成 16年 7月 23日 午前 10時 00分
	4	水質改善下 水道築造工 事(特単3)歌姫町地 内	歌姫町 地内	約 120 日間	工事延長 L = 126.80m、 200mm管布設工 L = 121.83m 、1号組立人孔設置工 5箇所 、小口径人孔設置工 1箇所、 汚水桝設置工 8箇所、付帯工 一式 (開削工法)(内、夜間工事 工事延長 L = 75.80m)	予定価格 12,924千円 最低制限価格 8,659千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「D - 1 」のすべての 業者	平成 16年 7月 23日 午前 10時 30分
	5	水質改善下 水道築造工 事(単9) 学園朝日元 町一丁目地	学園朝 日元町 一丁目 地内	約 120 日間	工事延長 L = 46.80m、VU 200mm管布設工 L = 44.10m 、1号組立人孔設置工 3箇所 、小口径汚水桝設置工 2箇所 、付帯工 一式		土木一式工事 の等級及び区 分が「E - 2 」のすべての 業者	平成 16年 7月 23日 午前 11時 00分
	6	舗装道補修 工事(古市 町地内南部 第 370号線)	古市町地内	約 20日 間	工事延長 L = 224.70m、幅員 W = 6.20~ 10.10m、土工 一式、舗装工 一式、付帯工	予定価格 3,794千円 最低制限価格 2,541千円	経審における 舗装の点数が 「660点~739 点」で、区分 が「5」のす べての業者	平成 16年 7月 23日 午前 11時 30分
	7	舗装道補修 工事(大型) 一型) 一型) 一型) 一型) 一型) 一型) 一型) 一型) 一型) 一	学園南 一丁内也 1箇所	約 40日 間	工事延長 L = 123.60m、撤去 工 一式、付帯工 一式、舗装 工 一式、区画線工 一式(夜 間施工)	予定価格 2,651千円 最低制限価格 1,776千円	経審における 舗装の点数が 「660点~739 点」で、区分 が「6」のす べての業者	平成 16年 7月 26日 午前 9 時 30分
		舗装道補修 工事(藤ノ	藤ノ木 台四丁	約 20日 間	工事延長 L = 115.00m、舗装 工 一式、区画工 一式、付帯	予定価格 2,541千円	経審における舗装の点数が	平成 16年7月 26日

8	木台四丁目 地内西部第 682号線)	目地内		工 一式	最低制限価格 1,702千円	「 660点 ~ 739 点」で、区分 が「 3 」のす べての業者	午前 10時
9	舗装道補修 工事(西ノ 京町地内中 部第1号線)	西ノ京町地内	約 30日 間	工事延長 L = 192.60m、W = 2.5m ~ 4.5m、土工 一式、舗装工一式、付帯工 一式	予定価格 2,228千円 最低制限価格 1,492千円	経審における 舗装の点数が 「660点~739 点」で、区分 が「4」のす べての業者	平成 16年 7月 26日 午前 10時 30分
10	舗装道補修 工事(鳥見 町一丁目地 内西部第86 4号線)		約 20日 間	工事延長 L = 148.00m、W = 3.8~5.2m、舗装工 一式、撤去工 一式、付帯工 一式	予定価格 2,126千円 最低制限価格 1,424千円	経審における 舗装の点数が 「660点~739 点」で、区分 が「5」のす べての業者	平成 16年 7月 26日 午前 11時 00分
11	舗装道補修 工事(秋篠 町地内中部 第 103号線)		約 30日間	工事延長 L = 62.0m、道路幅 員 W = 3.1m ~ 4.4m、舗装工 一式(夜間施工)		経審における 舗装の点数が 「660点未満」 で、区分が「 8」のすべて の業者	平成 16年7月 26日午前 11時30分
12	橋梁修繕工 事(鶴舞西 町地内登美 ヶ丘中町線)	鶴舞西 町地内	約 100 日間	工事延長 L = 112.70m 歩道 幅員 W = 1.80m、塗装工 一 式、仮設工 一式	予定価格 10,886千円 最低制限価格 7,293千円	経審における 塗装の点数が あるすべての 業者	平成 16年 7月27日 午前 9時 30分

(平成 16年7月 15日掲示済)

奈良市告示第 378号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により公告します。

平成 16年 7月 15日

奈良市長 大川 靖則

京都府城陽市寺田深谷 64番地の 211
大幸林業株式会社
代表取締役 岡田 和彦
奈良市大宮町七丁目 372番地の8、374番
地の7及び376番地の5
4.0メートル
33.3メートル

指定年月日	平成 16年 7月 15日
指定番号	第 16004号

(平成 16年 7月 15日掲示済)

奈良市告示第 379号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第1項の規定により告示します。

平成 16年 7月 15日

奈良市長 大川 靖則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日 平成 16年 7 月 15日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略

(平成 16年7月 15日掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 28号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号。以下 奈良市契約規則」という。)第2条の規定により公告します。

平成 16年 7月 1日

奈良市水道事業管理者 福田惠一

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内鳥見町二丁目地内他4件(各工事の業種、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成 16年度において水道局が発注する建設工事の 請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級(奈良市水 道局建設工事入札参加者等審査会事務要領)に該当す る者又は、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定 による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者で あること
 - (4) 地方自治法施行令第 167条の4の規定に該当しない 者であること。
 - (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入 札において同時に入札参加資格者となることができない。

- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

別表

5 入札の日時 別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定 の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした 者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換 え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 16年7月7日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

- 9 入札参加資格の審査及び決定
 - (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局 建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加 決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した 場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 16年7月 15日までに入札参加申請者に通知します。

- 10 その他
 - (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
 - (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
 - (3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町 264番地 1 奈良市水道局業務部経理課入札係 電話 0742-34-5200(内線) 223

発達	業種	工事番号	工事名称	工事場所	工期	工事概要	予定価格及び最 低制限価格(消 費税及び地方消 費税を除く。)	参加資格	入札日 入札時 間
----	----	------	------	------	----	------	--	------	-----------------

		ı	1		<u> </u>			I	
1	送·配 水管工 事	3 - 1	口径 100粍配水支管改良工事	市内鳥見 町二丁目 地内	契約日から90日間	土工一工 管 人	予定価格 13,238,000円 最低制限価格 8,869,000円	水道局入札参加有 資格者名簿の登録 業種が指定工事で 、かつ総合評定値 通知書の土木一式 の総合評定値が 68 0点~759点の業者	平成 16 年 7 月 16日午 前 9 時 30分
2	送·配 水管工 事	3 - 1 - 202	口径 75~ 50 粍配水支管 改良工事	市内北村町地内	契約日から60日間	土 一 管 仮事式 ま 式工 一 工 一 記 一 記 一	予定価格 7,697,000円 最低制限価格 5,156,000円	水道局入札参加有 資格者名簿の登録 業種が指定工事で 、かつ総合評定値 通知書の土木一式 の総合評定値が61 0点未満のすべて の業者	平成 16 年 7 月 16日午 前 10時 00分
3	送・配水管工事	3 - 1 - 203	口径 100~ 50粍配水支 管改良工事	市内矢田 原町地内	契約日か ら 90日間	土工事 一	予定価格 19,891,000円 最低制限価格 13,326,000円	水道局入札参加有 資格者名簿の登録 業種が指定工事で 、かつ総合評定値 通知書の土木一式 の総合評定値が76 0点以上のすべて の業者	平成 16 年 7 月 16日午 前 10時 30分
4	土木	1 - 9 - 1	旧北村簡易 水道施設撤 去工事	市内北村町地内	契約日から60日間	土工事一式	予定価格 1,949,000円 最低制限価格 1,305,000円	水道局入札参加有 資格者名簿の登録 業種が土木で、か つ土木ランクが F ランクで区分が 1 の業者	平成 16 年 7 月 16日午 前 11時 00分
5	造園		旧簡易水道 施設草刈委 託	市内大柳 生町地内 他 19箇所	契約日か ら平成 16 年 11月 30 日まで	除草面 積 3,736 ㎡	予定価格 658,000円	水道局入札参加有 資格者名簿の登録 業種が造園で、か つ総合評定値通知 書の造園の総合評 定値が 700点未満 のすべての業者	平成 16 年 7 月 16日午 前 11時 30分

(平成 16年7月1日掲示済)

奈良市水道局告示第 29号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10年 奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により 奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同 規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成 16年7月2日

奈良市水道事業管理者 福田惠一

名称	代表者氏名	所 在 地	指定日
有限会社	取締役	奈良市東九条町 37	平成 16年
ライズ	中西 直人	8番地の8	6月17日
有限会社	代表取締役	奈良県五條市野原	平成 16年
辻本ハウ	辻本 里子	西二丁目 14番 25号	6月17日

	I		I	
ジング				
株式会社	代表耳	双締役	奈良県橿原市光陽	平成 16年
博電工業	山口	照博	町 275番地	6月22日
あすなろ	西畑	次晶	奈良市二名二丁目	平成 16年
設備建設			2458番地の 33	6月22日

(平成 16年7月2日掲示済)

奈良市水道局告示第 30号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10年 奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市 水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の 廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次 のとおり公示します。

平成 16年7月2日

奈良市水道事業管理者

福田惠一

名称	名称 代表者氏名		所 在 地	届出日
髙嶋設備	髙嶋	弘行	大阪府枚方市藤阪	平成 16年
株式会社			元町2丁目1番5	6月25日
			号	

(平成 16年7月2日掲示済)

奈良市水道局告示第 31号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号。以下 奈良市契約規則」という。)第2条の規定により公告します。

平成 16年 7月 15日

奈良市水道事業管理者

福田惠一

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内石木町地内他4件(各工事の業種、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、 予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成 16年度において水道局が発注する建設工事の 請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和 24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の 総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第 167条の4の規定に該当しない 者であること。
 - (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入

札において同時に入札参加資格者となることができない。

- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

5 入札の日時 別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定 の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした 者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した 入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換 え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 16年7月 22日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

- 9 入札参加資格の審査及び決定
 - (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局 建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加 決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した 場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 16年7月 29日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈 良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町 264番地 1 奈良市水道局業務部経理課入札係 電話 0742-34-5200(内線) 223

表									
発注 番号	業種	工事番号	工事名称	工事場所	工期	工事概 要	予定価格及び最 低制限価格(消 費税及び地方消 費税を除く。)	参加資格	入札日 入札時 間
1	送·配 水管工 事	3 - 1 - 5	口径 100粍 配水支管改 良工事	市内石木町地内	契約日から60日間	土工事 一	予定価格 3,238,000円 最低制限価格 2,169,000円	水道局入札参加有 資格者名簿の登録 業種が指定工事で 、かつ総合評定値 通知書の土木一式 の総合評定値が 61 0点未満のすべて の業者	平成 16 年 7 月 30日午 前 9 時 30分
2	送·配 水管工 事	3 - 1 - 6	口径 75粍配 水支管改良 工事	市内朱雀 六丁目地	契約日から 90日間	土工事 管工事 一式 一式 一式 一式 五式 一式 五式 五式 五式 五式 五式 五式 五式 五式 五式 五	予定価格 9,832,000円 最低制限価格 6,587,000円	水道局入札参加有 資格者名簿の登録 業種が指定工事で 、かつ総合評定値 通知書の土木一式 の総合評定値が 61 0点~679点の業 者	平成 16 年 7 月 30日午 前 10時 30分
3	送·配 水管工 事	3 - 1 - 8	口径 50粍配 水支管(鉛 管)改良工 事(1工区)	市内西登 美ヶ丘四 丁目地内 他	契約日か ら平成 16 年 12月 24 日まで	土工 一	予定価格 20,520,000円 最低制限価格 13,748,000円	水道局入札参加有 資格者名簿の登録 業種が指定工事で 、かつ総合評定値 通知書の土木一式 の総合評定値が 76 0点以上のすべて の業者	平成 16 年 7 月 30日午 前 11時 00分
4	送・配 水管工 事	3 - 1 - 9	口径 50粍配 水支管(鉛 管)改良工 事(2工区)	市内富雄 泉ヶ丘地 内他	契約日か ら平成 16 年 12月 24 日まで	土工 一	予定価格 14,020,000円 最低制限価格 9,393,000円	水道局入札参加有 資格者名簿の登録 業種が指定工事で 、かつ総合評定値 通知書の土木一式 の総合評定値が 68 0点~759点の業 者	平成 16 年 7 月 30日午 前 11時 30分
5	送・配 水管工 事	3 - 1 - 10	口径 50粍配 水支管(鉛 管)改良工 事(3工区)	市内法蓮町地内他	契約日か ら平成 16 年 11月 30 日まで	土工事 一式 管工事 一式 路面復	予定価格 9,236,000円 最低制限価格 6,188,000円	水道局入札参加有 資格者名簿の登録 業種が指定工事で 、かつ総合評定値 通知書の土木一式	平成 16 年 7 月 30日午 前 10時 00分

	旧工事	の総合評定値が 61
	一式	0点未満のすべて
		の業者

教育委員会

奈良市教育委員会告示第 10号

平成 16年 7 月定例教育委員会を次のとおり開催します ので、奈良市教育委員会会議規則(昭和 57年奈良市教育 委員会規則第 12号) 第3条第2項の規定により告示しま

平成 16年 7月 14日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 日時

平成 16年 7月 20日 (火)

午後2時から

2 場所

奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

議事

議案第 13号 平成 17年度奈良市立幼稚園園児募集要 項について

議案第14号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員 会委員の委嘱について

議案第 15号 平成 16年度学校評議員制推進モデル園 における学校評議員の委嘱について

議案第 16号 平成 16年度奈良市立学校評議員の委 嘱について

議案第 17号 平成 17年度使用奈良市立高等学校教 科用図書の採択について

議案第 18号 平成 17~ 20年度使用奈良市立小学校 教科用図書の採択について

議案第 19号 奈良市少年指導センター運営委員会委 員の委嘱について

議案第20号 奈良市いじめ問題対策委員会委員の委 嘱について

議案第2号 奈良市社会教育委員の委嘱について 議案第22号 奈良市スポーツ振興審議会の委員の委 嘱について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について 傍聴受付は、午後1時から1時50分までで、定員5 名になり次第締め切ります。

(平成 16年 7月 14日掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第 11号

(平成 16年7月 15日掲示済) | 奈良市農業委員会平成 16年7月農地部会の会議を下記 のとおり招集します。

平成 16年7月6日

奈良市農業委員会 農地部会長 萩 原 征 二

1 日時

平成 16年 7月 14日 (水)午後 1時 30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号 奈良市役所 北棟 6 階 第 21会議室

- 3 審議案件
 - (1) 農地法第3条許可申請の取り扱いについて
 - (2) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条、 第5条及び第20条に関する許可申請及び届出につい て
 - (3) 農地法施行規則第5条第1号に該当する転用の届出 について
 - (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認 について
 - (6) 農地法第 25条第 2 項の規定による通知の受理につ いて
 - (7) 水田利用転換届出について(6月専決処理分)
 - (8) 生産緑地法第 13条の規定による生産緑地の取得の あっせんについて
 - (9) 知事許可について(6月許可分)
 - (10) 非農地証明について(6月分)

(平成 16年 7月 6日掲示済)

奈良市農業委員会告示第 12号

平成 16年奈良市農業委員会 7 月定例総会を次のとおり 招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和 32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定 により告示します。

平成 16年 7月 6日

奈良市農業委員会長 谷 村 秀 雄

1 日時

平成 16年 7月 26日 (月曜日)午後 2時

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟 6 階 第 21会議室

- 3 建議要望
- (1) 平成 17年度農業施策等に関する要望
- 4 議案
 - (1) 農地部会長及び同副部会長並びに農政部会長及び副

部会長の選任について 5 報告	
(1) 市町村合併に伴う条例及び規則の一部改正について (2) 農業委員会等に関する法律の改正に伴う条例及び規	
則の一部改正について (平成 16年 7 月 6 日掲示済)	